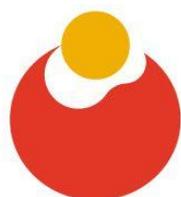


# 第3次 雲南市産業振興ビジョン

**挑戦し、活力を産みだす雲南市**  
～新たな発想と地域資源の活用で稼ぐ力を高める～

令和7年3月



島根県雲南市

## 目次

I. 雲南市産業振興ビジョンの位置づけ・期間	3
1. 雲南市産業振興ビジョンの位置づけ	3
2. 期間	3
II. 雲南市の産業を取り巻く状況	4
1. 雲南市全体の状況	4
2. 雲南市の産業（商工業）を取り巻く状況・課題	6
III. 第3次雲南市産業振興ビジョンの基本方向	10
1. 基本理念	10
2. 成果指標	10
3. 基本方針	10
IV. 4つの重点施策（概要）	11
1. 地域内経済循環の推進	11
2. 市内事業者の経営基盤強化に向けた支援	11
3. 多様な企業の誘致とスタートアップ支援	11
4. 中心市街地の魅力向上	11
V. 重点施策の取組内容	12
1. 地域内経済循環の推進	12
2. 市内事業者の経営基盤強化に向けた支援	13
3. 多様な企業の誘致とスタートアップ支援	15
4. 中心市街地の魅力向上	16
VI. ビジョンの運用体制	17
資料Ⅰ. 第2次雲南市産業振興ビジョンの総括	19
1. 第2次雲南市産業振興ビジョンの概要	19
2. 第2次雲南市産業振興ビジョンの実施状況	19
資料Ⅱ. 雲南市商工会アンケート	26
1. 業種、経営者年代	26
2. 5年前と比較した利益、経営課題解決への取組	26
3. 後継者の有無、今後の経営の方向性	27
4. 経営上の課題	27
資料Ⅲ. 市内事業者の支援に関する課題	28
資料Ⅳ. 地域経済分析システム「RESAS」を利用した分析	29
(1) 地域経済循環図	29

(2) 「データ分析支援機能」による分析・施策検討例 .....	30
資料V. ビジョン見直し経過.....	30
1. 雲南市地域経済振興会議による検討 .....	30
2. パブリック・コメントの実施 .....	31
資料VI. 関係する雲南市の条例 .....	32
1. 雲南市産業振興条例 .....	32
2. 雲南市中心企業振興基本条例 .....	33

## I. 雲南市産業振興ビジョンの位置づけ・期間

### 1. 雲南市産業振興ビジョンの位置づけ

雲南市産業振興ビジョン（以下、ビジョンという）は、雲南市総合計画（以下、総合計画という）の下位に位置し、産業振興分野における将来像とそれを実現するための施策を記述したものです。

また、「雲南市産業振興条例」及び「雲南市中心企業基本条例」との調和も図っています。

これまでのビジョンは、産業全般について定めていましたが、農業、林業、観光については、個別に計画等が策定されているため、第3次ビジョンは、商工業振興施策について定めるものとしています。

#### 【参考①：第3次雲南市総合計画】

基本理念「変わらず、変える」

将来像「えすこな雲南市」

将来像の実現に向け、12本の施策が設定されています。その中でも「第10施策 挑戦し活力を産みだすまち」と「第2施策 どこでも安心して暮せるまち」は、産業振興分野（商工業振興）に関係しており、ビジョンと整合を図っています。

#### 【参考②：雲南市産業振興条例】

自立型地域経済圏の確立を着実なものとし、もって市民生活の安定と向上に寄与することを目的に制定されました。

全文は、資料編に掲載しています。

#### 【参考③：雲南市中心企業振興基本条例】

社会経済構造の変革に的確に対応した産業集積を維持し、その発展を促進するとともに、市民、事業者及び市がそれぞれの立場及び役割について相互理解を深めることによって、健全で調和のとれた地域社会の発展に寄与することを目的に制定されました。

全文は、資料編に掲載しています。

### 2. 期間

10年間 令和7年度～令和16年度

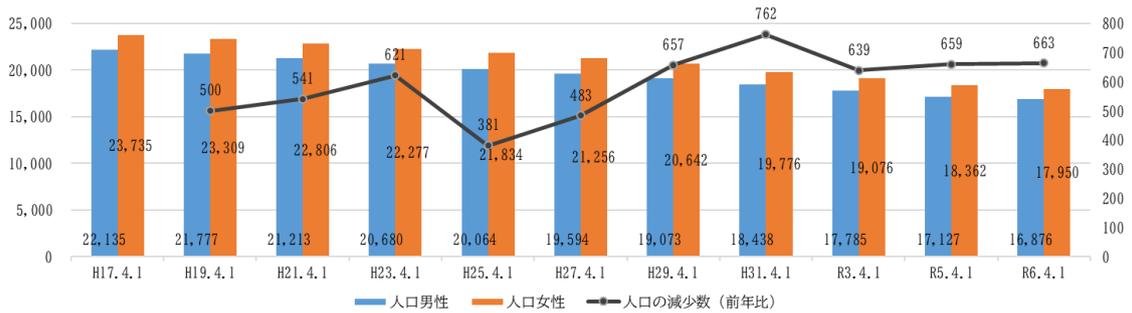
総合計画の見直しにあわせ、ビジョンも5年目（令和11年度）には見直しを行います。また、社会情勢の変化に柔軟に対応するため、地域経済振興会議等で評価・検討し、必要に応じて修正を行います。

## Ⅱ. 雲南市の産業を取り巻く状況

### 1. 雲南市全体の状況

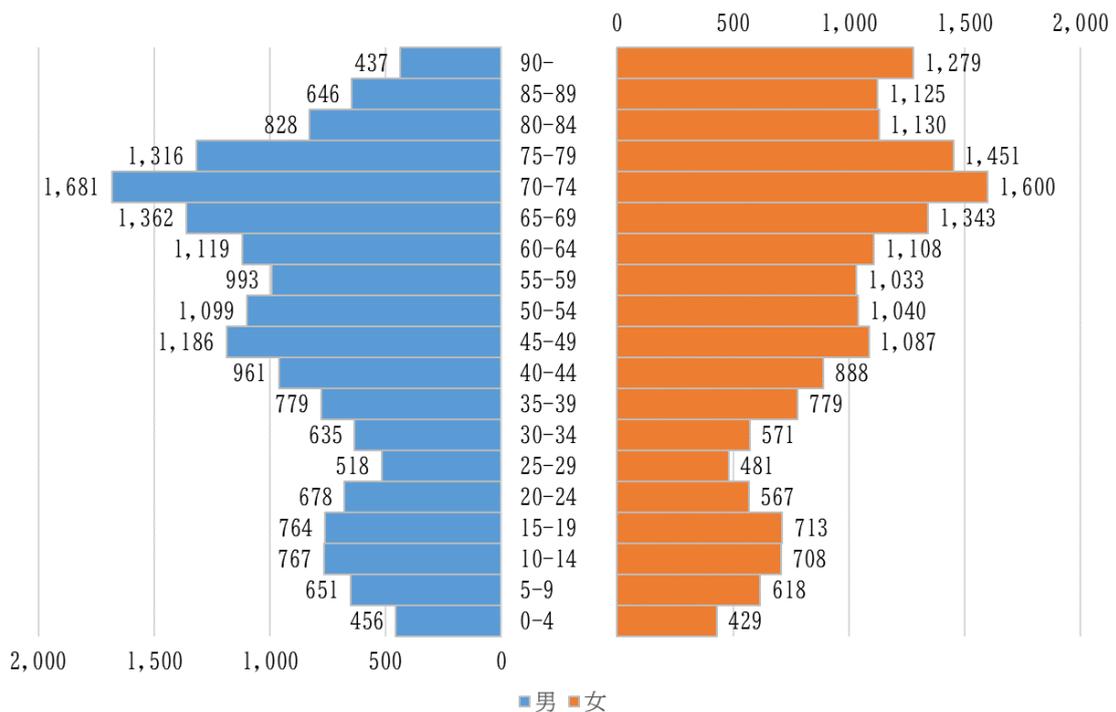
#### (1) データで見る雲南市の状況

##### ①人口の推移



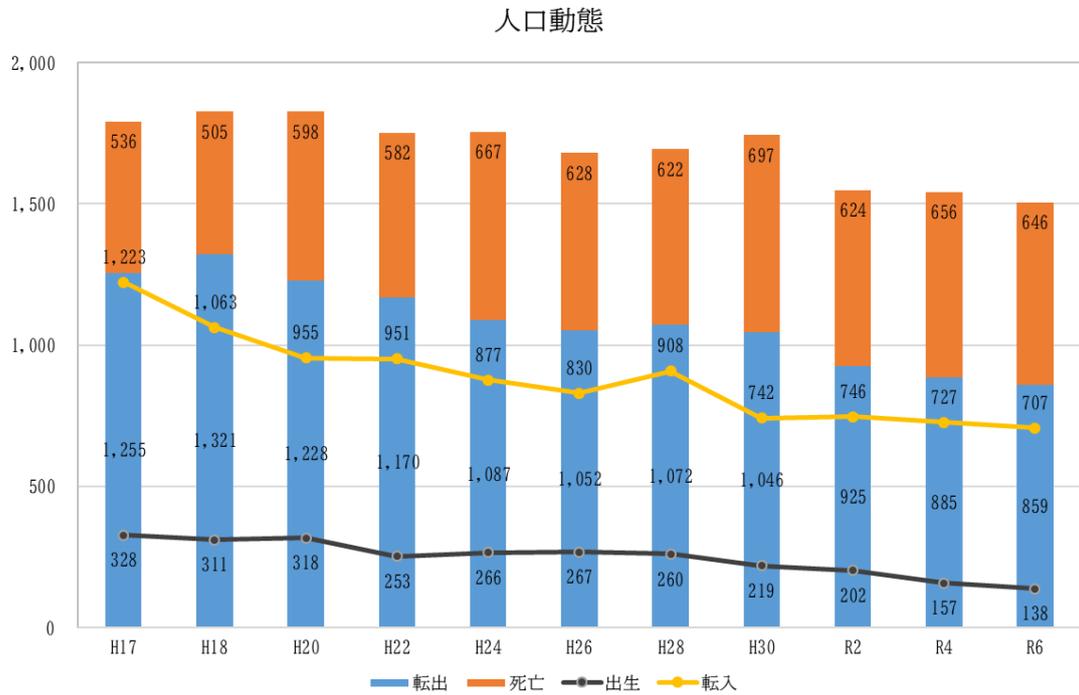
【出典】住民基本台帳

##### ②人口ピラミッド（令和6年4月1日現在）



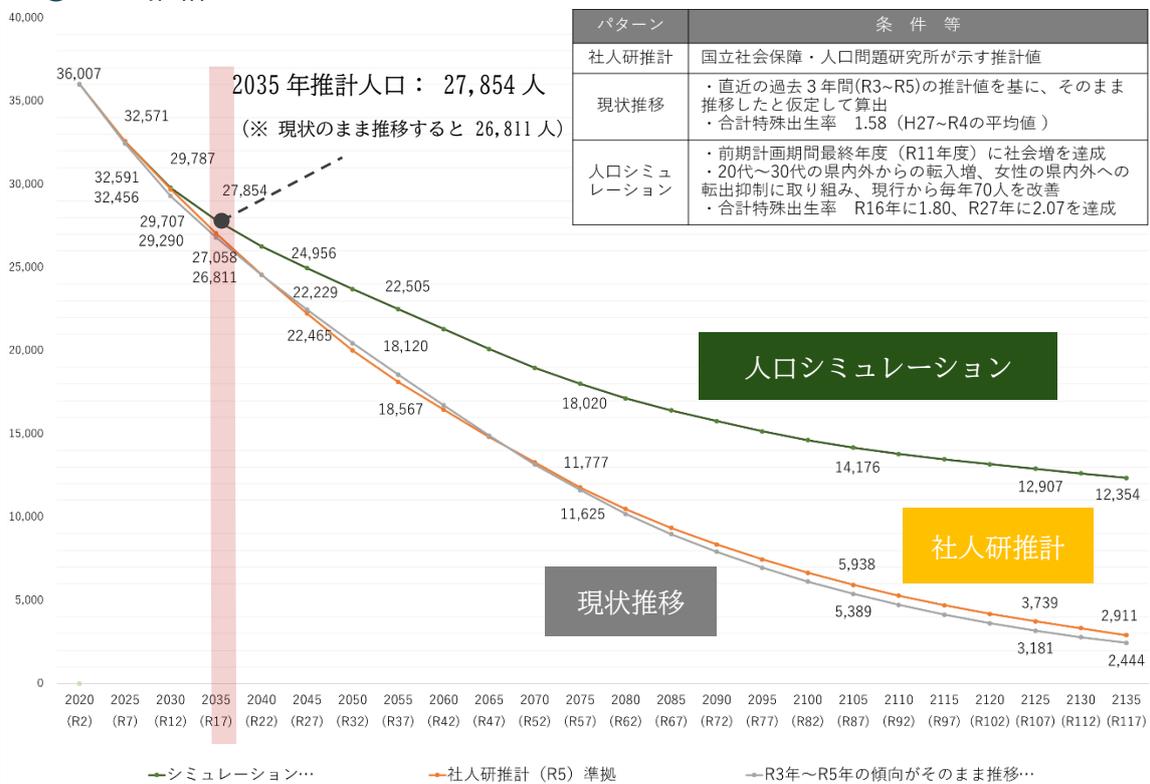
【出典】住民基本台帳

### ③人口動態



【出典】島根県人口動態調査

### ④人口推計



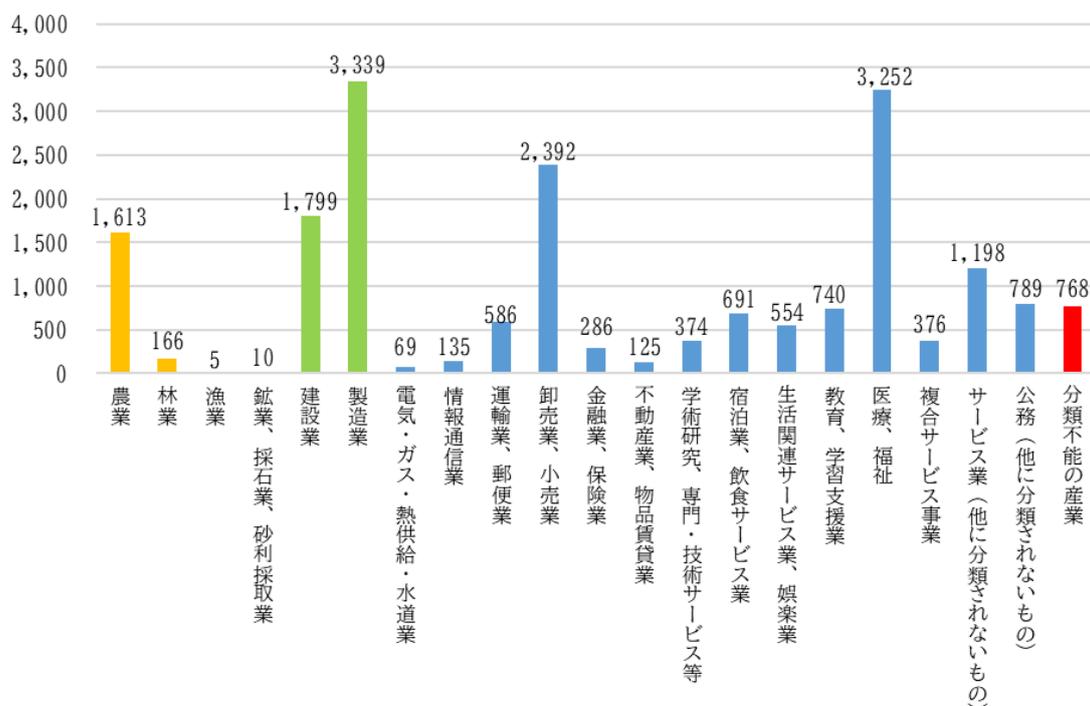
雲南市では、人口シミュレーションで示すように2035年の人口27,854人を目指しています。そのためには次の3点が条件となります。

- ①総合計画前期期間最終年度（R11年度）に社会増を達成
- ②20代～30代の県内外からの転入増、女性の県内外への転出抑制に取り組み、  
現行から毎年70人を改善
- ③合計特殊出生率 R16年に1.80、R27年に2.07を達成

## 2. 雲南市の産業（商工業）を取り巻く状況・課題

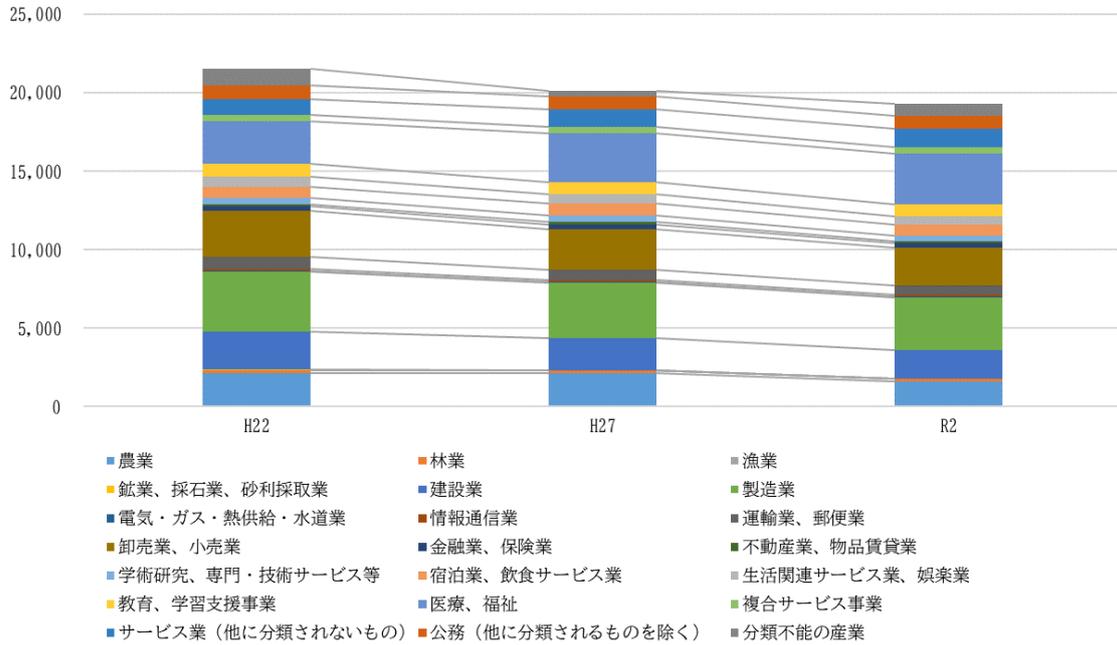
### （1）データで見る雲南市の産業（商工業）を取り巻く状況

#### ①産業別従事者数



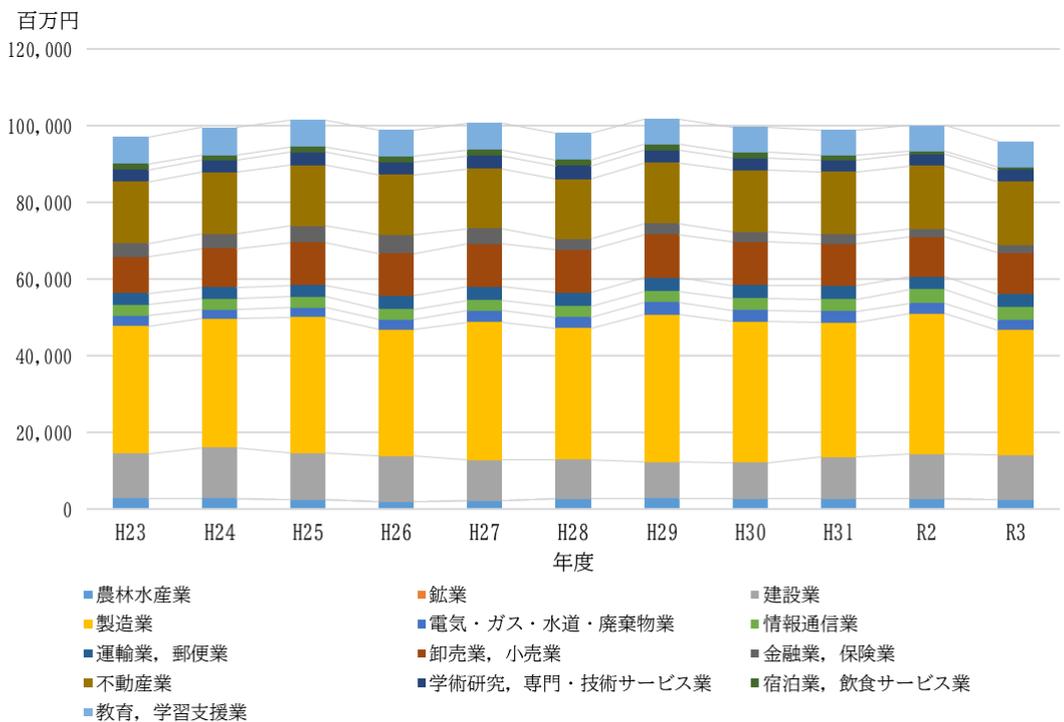
【出典】令和2年国勢調査

## ②産業別従業者数の推移



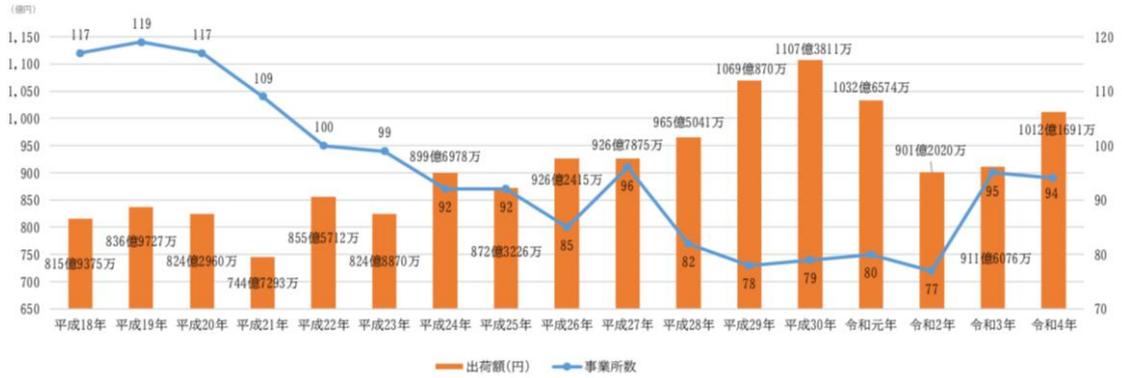
【出典】平成22年、平成27年、令和2年国勢調査

## ④業種別総生産額の推移



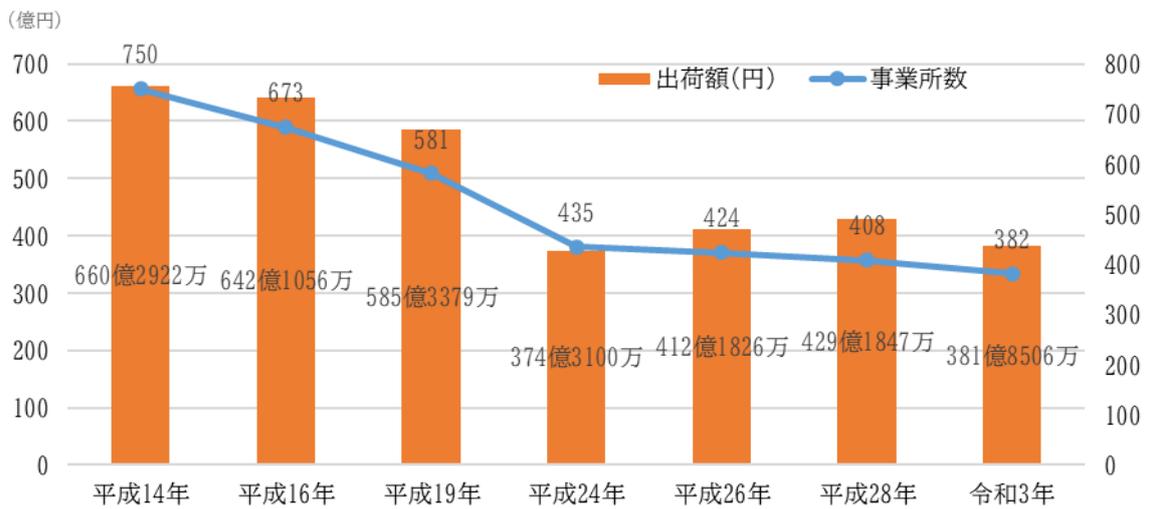
【出典】しまね統計情報データベース

### ⑤ 製造品出荷額の推移（従業員 4 人以上の事業所）



【出典】工業統計調査及び平成24年、28年、令和3年経済センサス-活動調査及び令和5年、経済構造実態調査-製造業事業所調査

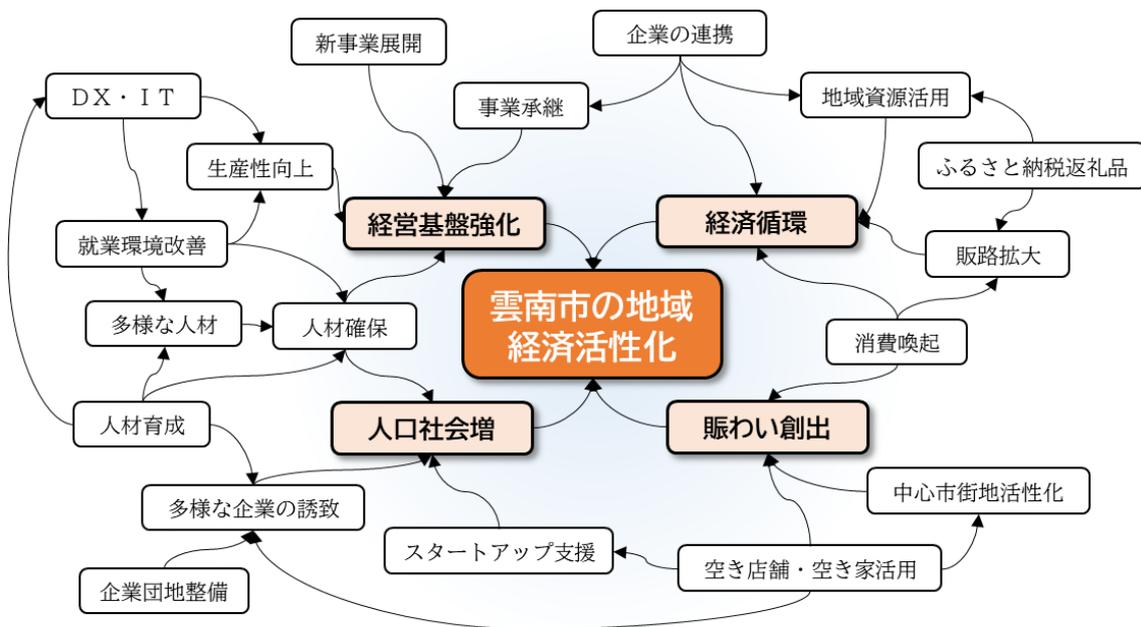
### ⑥ 年間商品販売額等の推移



【出典】商業統計調査及び経済センサス-活動調査

## (2) 雲南市の地域経済活性化に関する課題

第2次ビジョンの総括や地域経済振興会議で議論された雲南市の地域経済活性化に関する課題（キーワード）を連関図としてまとめました。この元となる第2次ビジョンの総括や議論の詳細は、資料編に掲載しています。



## Ⅲ. 第3次雲南市産業振興ビジョンの基本方向

### 1. 基本理念

挑戦し、活力を産みだす雲南市  
～新たな発想と地域資源の活用で稼ぐ力を高める～

ビジョンの上位計画である第3次総合計画の第10施策は「挑戦し活力を産みだすまち」を掲げていることから、メインテーマは、第2次ビジョンを踏襲しています。

第2次ビジョンのサブテーマは、「たしかな雇用創出をめざして」としていましたが、総合計画の未来像「新しい発想や挑戦により稼ぐ力が高まっている」と地域経済振興会議の意見を基に「地域資源の活用」を合わせたものです。ここでいう地域資源は、「人・もの・技術・情報」などの広い意味を持っています。

### 2. 成果指標

第3次総合計画の第10施策の指標は、市内総生産額が設定されています。第3次ビジョンにおいても基本理念に掲げる「稼ぐ力」を表すものとして市内総生産額を選択しました。

#### ●市内総生産額

- (現状：R 3) 1,253 億円
- ⇒ (中間：R11) 1,278 億円
- ⇒ (最終：R16) 1,315 億円

### 3. 基本方針

基本理念の実現や課題を解決するための基本方針です。上位計画である第3次総合計画の第10施策と同様の方針を掲げています。

- (1) 地場産業の振興と域内消費の拡大を図り、市内での経済循環を高めます。
- (2) 豊かな環境や資源を活かした付加価値の高い商品や事業を生み出し、国内外へのマーケットの拡大を図ります。
- (3) 地域の活力を高める企業の誘致や産業を支える人材の確保に取り組めます。

## IV. 4つの重点施策（概要）

基本方針に基づいて実施する重点施策を4つの観点でまとめました。

### 1. 地域内経済循環の推進

- (1) 地域内連携の促進
- (2) 市内での消費喚起

### 2. 市内事業者の経営基盤強化に向けた支援

- (1) 市内事業者の事業計画の策定及び実施支援
- (2) 人材育成・確保支援
- (3) デジタル化・DX<sup>1</sup>の推進
- (4) 事業承継、起業、新事業展開への支援

### 3. 多様な企業の誘致とスタートアップ<sup>2</sup>支援

- (1) 多様な企業の誘致とスタートアップ支援
- (2) 企業団地の整備
- (3) 立地企業への継続的なフォローアップ

### 4. 中心市街地の魅力向上

- (1) 三刀屋エリア
- (2) 木次駅前エリア

<sup>1</sup> DX：Digital Transformation（デジタル・トランスフォーメーション）。デジタル技術の活用による新たな商品・サービスの提供、新たなビジネスモデルの開発を通して、社会制度や組織文化なども変革していくような取り組み

<sup>2</sup> スタートアップ：一般的には起業や新規事業の立ち上げを意味する言葉ですが、特に革新的なアイデアで短期的に成長する企業を指します。

## V. 重点施策の取組内容

### 1. 地域内経済循環の推進

#### (1) 地域内連携の促進

雲南市には、優れた技術を有した事業者が多数あります。これまで雲南市農商工連携協議会を設立し、市内の地域資源の活用を促進してきました。しかし、効果が限定的であることや長期的に取り組んできたことから、事業者が新たに参加しにくい状況となっています。あらためて市内の状況を把握しながら、関係団体とともにB to Bの拡大に取り組めます。

地域内経済循環の全体量を増やすことも重要であることから、外貨の獲得も非常に重要な取組みです。連携によって作り出された優れた商品や取組みを認定して、販路拡大についても支援します。特にふるさと納税返礼品の充実、市の財政にとっても重要なことであり、その登録促進に取り組めます。また、同業種・異業種など多様な企業・経営者の交流・連携促進のため、企業間交流会を開催します。

- 農商工連携・地域資源のマッチング支援
  - ・地域資源の活用の啓発
  - ・状況調査（農業・飲食店・食品製造業）及びマッチング
  - ・優れた取組の認定（表彰）と情報発信
  - ・新商品開発支援
- 販路拡大支援
  - ・情報発信に関するセミナー等の開催
  - ・都市圏の事業者等との連携による販路拡大支援
  - ・ふるさと納税返礼品への登録促進
  - ・雲南市に関連のある海外への販路拡大
- 企業・経営者の交流連携促進
  - ・企業間交流会の開催
  - ・市内企業の相互視察
  - ・研修（セミナー、市外企業視察）

#### (2) 市内での消費喚起

中山間地域においては個人消費が小売店の収入の多くを占めていることから、市民や来訪者の消費を増加させていくことは、市内の事業者の収入確保をはじめ、事業継続や市民生活の利便性確保の観点でも非常に重要です。雲南市商工会とともに市内での消費喚起に取り組めます。

- 市内での消費喚起
  - ・市内での消費喚起の広報
  - ・市内事業者紹介サイト「あ〜がね、雲南」の充実
  - ・「地域通貨・地域ポイント」の調査・研究・導入
  - ・小規模商業等の支援

## 2. 市内事業者の経営基盤強化に向けた支援

### (1) 市内事業者の事業計画の策定及び実施支援

雲南市商工会とともに推進している「経営発達支援計画（令和5年度～令和9年度）」の目標の一つに「事業計画の策定及び実施支援による個社の経営基盤の強化と持続的発展」が掲げられています。市内の事業者が事業を継続するためには、非常に重要な取り組みです。雲南市商工会が中心となり、事業計画策定とその実施に向けた支援を行います。

- 事業計画制定支援
  - ・事業計画策定セミナーの開催
  - ・事業計画の策定支援
- 事業計画策定後の実施支援
  - ・定期的かつ継続的なフォローアップ

### (2) 人材育成・確保支援

第2次ビジョンでは、雇用の場をつくることを重要なテーマに掲げていましたが、現在は、「人材の確保」が課題になっている状況です。また、多様な人材<sup>3</sup>や多様な働き方への対応も求められています。

市では、仮称「ESUCO（えすこ）ユニバーシティ」を開講し、多様な人材を育成します。また、企業による職場環境の改善や採用活動を支援し、UIターン関連の施策と連携しながら、就職のマッチングをはかります。

- 人材育成
  - ・仮称「ESUCO（えすこ）ユニバーシティ」の開講
- 企業の職場環境の改善・採用活動への支援
  - ・多様な人材を活用するための相談・支援
  - ・職場環境改善のための支援
  - ・採用活動・準備金等への支援
  - ・資格・免許取得助成による人材の育成支援
- マッチング支援
  - ・雲南雇用対策協議会による高校生向の市内への就職促進
  - ・うんなん暮らし推進課と連携による「大学生つながり創出事業」
  - ・若者向け事業所・求人情報サイト「グッジョブ雲南」の活用促進
  - ・オンライン合同説明会の開催

<sup>3</sup> 多様な人材：性別、年齢、人種や国籍、障がいの有無、性的指向、宗教・心情、価値観等の多様性だけでなく、キャリアや経験、働き方等に関する多様性も含むと定義されている（経済産業省「新・ダイバーシティ経営企業100選」より）

---

### (3) デジタル化・DXの推進

人材の確保が難しい状況において、より生産性を高める取組としてDXが注目されています。しかしながら、市内事業者においては、DXやIT化を取り組むための人材も不足しています。

市内の事業者の取組事例の共有やセミナーの開催など、事業所の様々な取組を支援します。

#### ●デジタル化・DX推進支援

- ・市内事業者のデジタル化・DXの取組状況の把握・事例共有
- ・雲南市商工会が中心となって実施するセミナー等の支援
- ・関係団体と連携した事業者への支援

---

### (4) 事業承継、起業、新事業展開への支援

第2次ビジョンにおいても事業承継・起業や新事業展開については、重要な課題に位置付けていました。今後も引き続き重要な課題と位置付けていきます。

関係団体と連携しながら、様々な取組をしていきます。

#### ●事業承継支援

- ・関係団体との連携による事業承継支援
- ・事業承継に関するセミナーの開催

#### ●起業・新事業展開支援

- ・起業・新規事業展開に関する勉強会（SHIFT）の開催
- ・関係団体との連携した支援（金融機関、産業振興財団、商工会）
- ・保証料補助
- ・新商品開発・販路開拓支援
- ・新事業展開支援

#### ●販路拡大支援（再掲）

- ・情報発信に関するセミナー等の開催
- ・都市圏の事業者等との連携による販路拡大支援
- ・ふるさと納税返礼品への登録促進
- ・雲南市に関連のある海外への販路拡大

## 3. 多様な企業の誘致とスタートアップ支援

### (1) 多様な企業の誘致とスタートアップ支援

雲南市の最も重要な課題の一つである人口の社会減を食い止めるためには、U I ターンの受け皿となる多様な働く場が必要です。また、事務系の職場に対する求職者も依然として多い状況です。既存の立地企業との調和を図るため製造業以外の誘致も取り組みます。

また、企業誘致においては、地域の人材の供給も重要であり、その育成も取り組みます。

市では、これまでも課題解決先進地をめざし、企業チャレンジと称して企業の新たな取組みを推進していますが、引き続きスタートアップを支援します。

#### ●多様な企業の誘致

- ・空き家・空き店舗を活用した事務系職場の誘致
- ・製造業以外の企業誘致
- ・誘致企業に関連する人材の育成
- ・雲南市の課題解決に取り組むスタートアップの支援

### (2) 企業団地の整備

企業の増設の動きも活発になっています。そのニーズにしっかりと対応としていくため、引き続き雲南市土地開発公社と連携して、雲南加茂スマートインターチェンジへのアクセスの良さを強みとした神原企業団地の整備を進めます。

#### ●神原企業団地の整備

### (3) 立地企業への継続的なフォローアップ・支援

企業誘致による新たな企業の進出だけでなく、既存の企業の市内での維持・拡大や市外への流出を防止する取組が重要です。そのために、市内立地企業への訪問により、フォローアップを続けていきます。

また、生産基盤の整備に対しても優遇税制等により支援します。さらに、人材不足及びDX推進などの状況を踏まえ、企業立地認定の条件緩和について検討を進めます。

#### ●市内立地企業への支援

- ・市内立地企業への業況調査や訪問によるフォローアップ
- ・生産基盤の整備に対する優遇税制による支援
- ・市内（県内）企業の企業立地認定条件の緩和検討

## 4. 中心市街地の魅力向上

### (1) 三刀屋エリア

三刀屋エリアでは、雲南市中心市街地商業施設として「コトリエット」を整備し、さらに令和7年夏にはホテルが新規開業予定です。

このエリアの魅力を向上し、経済効果を高めるため、雲南市中心市街地活性化協議会による交流人口拡大事業やうんなん元気百貨店まちづくり協議会による賑わい創出事業を支援します。

- 中心市街地活性化協議会の交流人口拡大事業への支援
- うんなん元気百貨店まちづくり協議会による賑わい創出事業への支援

### (2) 木次駅前エリア

木次駅前エリアには、JR木次駅、マルシェリーズ、チェリヴァホールなどが立地していますが、駅前の商店街では、空き家・空き店舗が問題となっている状況です。令和6年度には、中心市街地活性化協議会から木次駅前の整備に関する提言が市に対して提出されました。

今後は、地元の関係団体、民間事業者及び中心市街地活性化協議会とともに複合的な観点から検討します。

- 木次駅前エリア（商店街エリアも含む）の検討
  - ・木次駅前エリアの整備検討
  - ・空き家を活用した事業の支援

## VI. ビジョンの運用体制

### (1) 雲南市地域経済振興会議

雲南市地域経済振興会議は、雲南市中小企業振興基本条例に基づき、その理念の実現や基本的施策の実施について調査及び審議するため設置されています。地域経済振興（産業振興）に関する関係団体が一堂に会するものであることから、この会議において、ビジョンの進捗管理等も行います。

- 雲南市地域経済振興会議の開催
  - ・地域経済振興に関する検討
- ビジョンの進捗管理
  - ・具体的な事業の検討・検証
  - ・ビジョンの一部修正
- 経営発達支援計画の評価
- 関係団体の情報共有・連携促進

### (2) 雲南市産業振興センター

雲南市産業振興センターは、雲南市の産業の活性化を促すために、地域産業の育成・創出や企業活動の支援を行うことを目的に平成17年11月から設置されています。センターは、商工振興課職員、専門的な職員、外部アドバイザーで構成しています。引き続き「選択と集中」型の支援により、ビジョンの実現に向けて取り組みます。

また、スタッフ会議を開催し、事業実施に向けた検討や進捗確認を定期的に行います。

- 雲南市産業振興センターの継続設置
  - ・専門的な職員、外部アドバイザーの設置

# 資料編

# 資料 I . 第 2 次雲南市産業振興ビジョンの総括

## 1. 第 2 次雲南市産業振興ビジョンの概要

### (1) 基本理念

挑戦し、活力を産みだす雲南市 ～たしかな雇用創出をめざして～

### (2) 施策体系 (概要)

- ◎ 共通施策
- ① 立地基盤整備・ものづくり産業の集積
- ② 賑わい創出・地域商業確保
- ③ 安全安心・稼げる農林業
- ④ 観光による交流人口の拡大

## 2. 第 2 次雲南市産業振興ビジョンの実施状況

第 2 次ビジョンに掲げた施策の実施状況を関係する指標とともに整理しました。

○：実施したもの

●：実施できなかったもの 又は、実施したが成果がなかったもの

### ◎ 共通施策～産業振興・地域経済活動を支える共通基盤の強化～

項目	単位	H27	R1	R5
雲南市の人口	人	39,032	36,248	33,953
有効求人倍率 (雲南管内)		0.87	1.31	1.43
新規高卒就職希望者 (市内 3 校) の市内への就職率【目標値：50.0%】	%	40.9	50.0	38.9
新規求職申込後、就労した者のうち雲南圏域への就職率【目標値：65%】	%	60.2	66.8	63.5
職場が働きやすい環境だと感じている市民の割合※市民アンケート (対象：市内事業所で就労している人)	%	84.4	80.1	83.6

#### ① 産業インフラの強化

- 物流については、物価高騰対策、2024 年問題に関する情報収集などに努めたが、物流の変化を促進する取組まではできなかった。

## ②産業人材の確保・育成・活用と持続可能な事業活動支援

- 雲南雇用対策協議会においてハローワーク雲南と連携し、高校生を対象とした管内企業の視察や企業情報の提供などの支援に努めた。
- 雲南雇用対策協議会において、新規高卒者の就職内定者研修、新入社員研修（春・秋2回）等を行っている。
- 大学卒業後に市内企業へ就職してもらうため、進学希望の高校生に地元企業ガイダンスを実施している。
- 起業や第2創業に向けた個別相談・セミナー等を行った。
- うんなん暮らし推進課やふるさと島根定住財団と連携し、UIターン者に対し、職業紹介や入社支度金制度による支援を行った。
- 「高校卒業生とのつながり創出事業」を活用し、高校卒業年次の生徒に対してLINE登録を促すとともに、市内で活躍し、新しい生き方・働き方をしているロールモデルを掲載した情報誌を配布するなど、地元とのつながりを持ち続ける取組を行った。
- 人材確保の手段の一つとして、経営者を対象に外国人材活用に関するセミナーや人材育成・人材定着に関するセミナーを開催した。
- 事業創出ラボ「SHIFT」を開催し、起業、新事業展開の機運を促進した。
- 業務改善や子育てしやすい環境づくり、働き方改革の推進等の啓発にかかるポスター掲示、チラシ配布などを行った。
- 多くの業種で人材不足となっている。人口減少や進学率の増加が影響しており、これまでの施策では対応が難しくなっている。事務系の求職者は多く、ミスマッチが生じている。

## ③産業連携活動の強化

- 雲南市企業間交流会（市内製造業40社が加入）を開催し、研修会や情報交換等を通じて企業間連携を促進している。
- 事業創出ラボ「SHIFT」を開催し、起業、新事業展開の機運を促進した。
- 産学官金連携による新技術、新商品開発、及びノウハウ移転等の支援については、市として、シーズの把握が不十分であり、産業振興財団、産業技術センター等の取組みを紹介する程度であった。

### （1）立地基盤整備・ものづくり産業の集積 ～ものづくり産業の集積による雇用創出～

項目	単位	H27	R1	R5
製造品出荷額※工業統計調査 【目標 900→1,200 億円】	億円	927	1,032	911 (R4)
製造業従事者数※工業統計調査 【目標 3,800 人→3,400 人】	人	-	3,409	3,243 (R4)

---

### ①企業団地やアクセス道整備による企業誘致の推進

- 産業集積拠点形成アクションプランに基づく神原企業団地整備事業に着手し、約2.7haの企業団地を整備した。
- 南加茂企業団地との一体的な整備に向けたアクセス道路の整備に取り組んだ。
- 積極的な企業誘致活動により、合併以来、新規企業立地15社が実現し、新たに242名の雇用が創出された。投資固定資本総額は約38億円が見込まれている。
- 合併以降、新規企業立地15社を含む59件（新規雇用創出861名）の企業立地計画認定を行い、これによる投資固定資本総額は、約355億円が見込まれている。
- 若者や女性に人気のある事務系職場誘致を進め、3社が新たに立地した。

---

### ②ものづくり産業の集積による地場産業の振興

- 商品開発に関する市独自の補助金制度を活用した取組により、H27年度～H30年度において41件 R2年度～R5年度において31件の新商品が開発された。
- 商品の販路拡大に向け、商品力強化相談会・セミナー等の開催により、ふるさと納税返礼品の充実・魅力化を図った。
- しまね産業振興財団のアドバイザー事業や市の専門家派遣制度を活用し、商品開発に対する助言等を受けた。
- ギフト商品に関するセミナーの開催や展示会への出展支援など、地域資源を活かしたプレミアムカタログの作成に寄与した。
- 起業型地域おこし協力隊と連携し、市内産品の販路拡大に向けた取組を行った。
- よい仕事おこしネットワーク（事務局：城南信用金庫）との包括的連携協定を締結し、市内産品の販路拡大を行った。
- 地域資源を活かした商品開発を図るため、新商品開発補助金の見直しを行った。
- 地域経済振興会議を開催し、中小企業の振興等、地域経済の課題解決に向けた検討を行っている。
- 地域資源を活かした、農業の6次産業化による新たな産業の創出については、農商工連携協議会による地域資源を活用した5つ（スパイス・スイーツの杜・たまご・さくら・山の幸）のプロジェクトについては、取組の新鮮味がなくなった上に、コロナ禍の影響や活動が小規模にとどまった。また、県との補助事業を行ってきたが「新たな産業の創出」という状況には至っていない。
- 販売施設整備による地産地消の推進について、「食の幸」事業を凍結し、道の駅の活性化へ方向転換した。
- 海外展開等への販路開拓支援については、市としてのノウハウが不足し、セミナーの開催にとどまった。

③小規模事業者における経営基盤の強化

- 商業者の資金繰り対策として融資等に対する保証料の補助を行い、経営の安定に向けた支援を行っている。
- 小売店等持続化支援（店舗改装・家賃助成等）、移動販売支援などの助成事業を行い、買い物支援や商業活性化に取り組んでいる。

**(2) 賑わい創出・地域商業確保 ～商業基盤の中核づくりと地域商業空間の確保～**

項目	単位	H27	R1	R5
卸売業・小売業年間販売額※経済センサス活動調査 【目標 37,000→45,000 百万円】	百万円	37,431 (H23)	42,918 (H28)	38,185 (R3)
中核拠点ゾーンが便利で賑わいがあると感じる市民の割合※市民アンケート	%	47.8	66.4	56.7
地元購買率※市民アンケート調査項目【目標 87→88%】	%	80.4	89.7	87.3

①中心市街地における賑わい創出

- H28年11月に、中心市街地活性化基本計画（計画期間：H28.12～R4.3）の認定を受け、賑わい創出に向け、新たな商業拠点施設「コトリエット」を整備した。ビジネスホテル建設については、R6.5月に着工されている（R7年夏頃のオープン予定）。

②地域商業空間の確保

- 老朽化した施設改修を行い、JR木次駅前のマルシェリーズショッピングセンターを再オープン（H28.3月）した。

③地域商業の活性化と円滑な事業承継の推進

- 商工会が実施するスタンプラリー事業やプレミアムカタログ事業への補助を行い、地域経済の活性化、市内消費の喚起に努めている。
- 消費喚起事業など、新型コロナウイルス感染症対策や物価高騰対策のための支援策を講じた。
- 事業承継専門員による訪問活動や関係機関との連携による個別相談・セミナーの開催に取り組んでいる。

(4) 安全安心・稼げる農林業 ～安全安心な農畜産物の生産と稼げる農林業の推進～

項目	単位	H27	R1	R5
市内の農業所得総額（法人除く） 【目標▲2.6→▲4.2億円】	億円	▲ 5.2	▲ 5.7	▲ 6.9
J Aしまね販売額（雲南市内） 【目標：26→23億円】	億円	23.2	22.4	17.5
雲南市の農業産出額（推計） 【目標：50億円】	億円	48.1	38.7	39.3 (R4)
森林組合の木材生産量 【目標 11,000→20,000 m <sup>3</sup> 】	m <sup>3</sup>	12,970	13,784	12,659

①地域を支える組織の育成と農業基盤の整備・保全

- 雲南市担い手育成支援室（ワンストップ窓口）を中心に関係機関が連携し、集落営農組織等や新規就農者へ支援を行い、H27年度以降新規の農事組合法人が6法人（H31年3月末現在 集落営農農業法人：24法人）、担い手の広域連携組織が3組織設立され、さらに新規就農者が3名誕生した。R2年度以降は、新規の農事組合法人が1法人（R6年3月末現在 集落営農農業法人：30法人）、さらに新規就農者が9名誕生した。
- 県営事業や団体営事業による圃場、農道及び水路等の基盤を整備するとともに、日本型直接支払制度等を推進し農地保全を図った。
- 農地利用最適化推進委員の配置等の取組を行い、農地集積や遊休農地の発生防止を図った。
- 雲南市猟友会による有害鳥獣駆除班を編成し、有害鳥獣の駆除（H30：総数2,384頭[内イノシシ1,886頭]→R5：総数2,504頭[内イノシシ2,119頭]）を行った。加えて、電気牧柵やワイヤーメッシュの設置補助を行い、農作物の被害防除に努めた。
- 畜産農家の高齢化や後継者不足に加え、高止まりする飼料価格等に起因する経営圧迫により農家数は減少（繁殖和牛農家 H26：117戸→H30：96戸→R2：84戸→R5：64戸）し、飼養頭数も減少した（繁殖雌牛 H26年度483頭→H30年度→525頭 R2年度504頭→R5年度423頭）。

②安全安心な農畜産物の生産と6次産業化による高付加価値化の推進

- 市内産米の評価等を高めるため、H28年度より新たなブランド米「プレミアムつや姫たたら焔米」の取組を開始し、R5年度には栽培面積を84.2haまで拡大した。
- 県内和牛市場の特徴を出すため、県有種雄牛の指定交配を条件とする保留・導入事業を継続実施した。
- 2022全国和牛能力共進会において奥出雲和牛が「脂肪の質」で特別賞と第6句総合評価軍肉牛の部で1位を獲得。

### ③地産地消、地産都商による農畜産物の販路拡大の推進

- 農産物の産直販売に引き続き取り組み、産直会員数（H26年度1,573人→H30年度1,546人→R2年度1,384人→R5年度1,334人）は減少したが、市内産直市場販売額（H26年度約412百万円→H30年度約347百万円→R2年度約275百万円→R5年度約276百万円）は微増した。
- 販売施設整備による地産地消の推進について、「食の幸」事業を凍結し、道の駅の活性化へ方向転換した。
- 食品衛生法の改正に伴い、HACCPに沿った衛生管理が必要となり、市でも補助制度を創設しているが、産直での加工品の継続が難しくなっている。

### ④自然環境と共生する循環型林業の育成推進

- 森林組合等との連携のもと、公有林整備事業や公社造林事業などに取り組み、森林の適正な管理を行っている。
- 林道管理に加え林業専用道や森林作業道等の路網整備に努めている。
- 搬出間伐等により木材生産量は大幅に増加したが、主伐による森林の更新は進んでいない。
- 市民参加型収集運搬システム（登録者：H30年度末時点335名→R5年度末時点481名）や市内6施設への木質チップボイラーの導入により、森林資源を活用したエネルギーの地域内循環を進めている。
- 2か所の木材流通拠点施設を核にプラットフォームを活用した市産材流通を促進し、林業事業者の木材増産とチップ用原木の安定確保を図っている。
- 木材利用促進事業（補助金）を継続し、市産材の活用に努めている。
- 森林GISやレーザ計測データの活用を支援し、集約化施策や森林所有者との合意形成、労務負担軽減等に加え、企業との連携も進めJ-クレジットの推進、林業・林政DX、広葉樹流通等の取組を進めている。
- 林業の担い手の確保・定着に向け、林業事業者への支援に加え、新たな技術取得研修や地域おこし協力隊による商品開発、販路拡大を進め市産木材の高付加価値化を推進している。

## （４）観光による交流人口の拡大 ～地域の魅力向上と稼げる観光の推進～

項目	単位	H27	R1	R5
観光入込客数 【目標：130→150万人】	万人	148.3	145.7	107.3
観光消費額 【4,300→3,800百万円】	百万円	4,023	3,555	2,255

### ①観光誘客、滞在・宿泊型交流の推進

- コロナ禍において「プレミアム付うなん観光券」の販売などの宿泊・消費喚起事業やイベントが開催自粛される中、山陽方面に向けてメディアによる情報発信に取り組んだ。

- 宿泊観光の受け皿として、国民宿舎清嵐荘の改築整備に取り組み、R元年11月に開業した。
- 観光施設付近（3か所）に洋式トイレを整備した。
- JR西日本による豪華寝台列車トワイライトエクスプレス「瑞風」の立ち寄り観光を誘致した。木次線利活用推進協議会観光誘客プロジェクトチームを立ち上げ、既存列車のラッピングや木次線沿線の周遊観光、観光列車「あめつち」の木次線乗り入れに向けた準備やPR活動を行った。
- 台湾との既存のつながりを活かし、彰化縣二林鎮との友好協力確認書の締結や木次線沿線の連携やたたらなどのテーマに沿った広域観光を積極的に推進した。同時に、台湾旅行会社への観光宣伝や海外メディア主催のコンテストに参加し、世界に向けて積極的な情報発信を行った。
- R2年当初から新型コロナウイルス感染症拡大で渡航制限や移動自粛による観光需要に大きく影響し、入込客数及び観光消費額が減少した。

---

## ②観光の担い手育成による「おもてなし力」の向上

- 鉄の道文化圏推進協議会での取組を進め「出雲國たたら風土記～鉄づくり千年が生んだ物語～」が日本遺産認定（H28.4.25）された。たたら文化に関するシビックプライドを醸成し、情報発信を進めるため、たたら伝道師制度を活用した「たたら文化伝道師検定」の制度を開始した。  
“和鋼生産たたら体験交流施設”の寄付を受け、たたら体験観光の推進に向け指定管理者による運営を開始した。
- JR西日本などによる山陰デスティネーションキャンペーン（H29～H31年度）に合わせて、ガイドによる観光案内や観光ツアーのPRなどに取り組んだ。

---

## ③組織体制基盤の強化

- 雲南市観光協会をH27年に一般社団法人化し、観光ガイドの育成、観光情報の発信、体験プログラム等の商品化など市内全体の観光プロモーションの強化を図った。事務所や観光案内所の設置、英語対応ができる案内所の専属職員の配置など体制強化に取り組んだ。
- 雲南広域連合や（一社）雲南市観光協会と連携し、（一社）山陰インバウンド機構の助言を得ながら、インバウンド対策の取組に着手した。

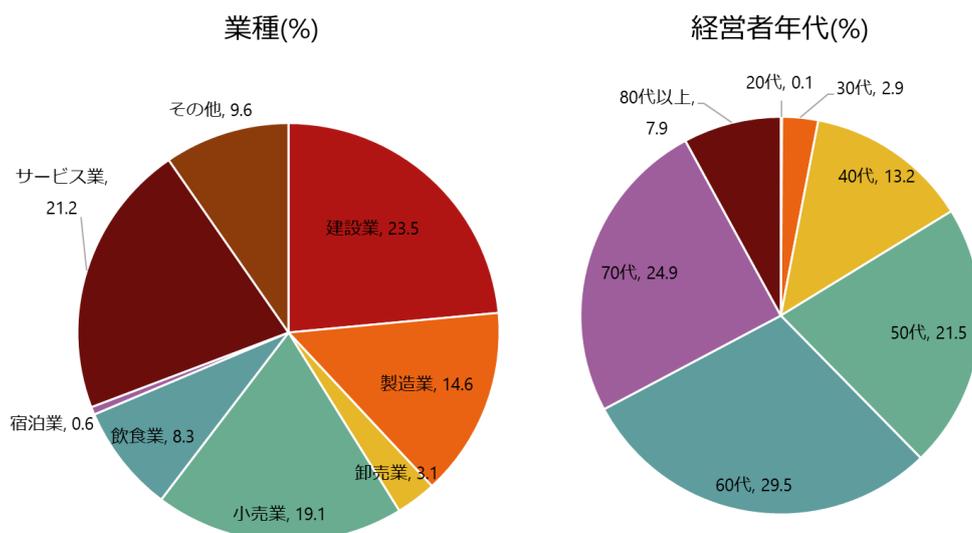
## 資料Ⅱ．雲南市商工会アンケート

商工会が令和5年8月実施されたアンケート調査結果も現状把握に活用しました。

配布数 1,104 会員 回収数 819 会員 回収率 71.4%

### 1. 業種、経営者年代

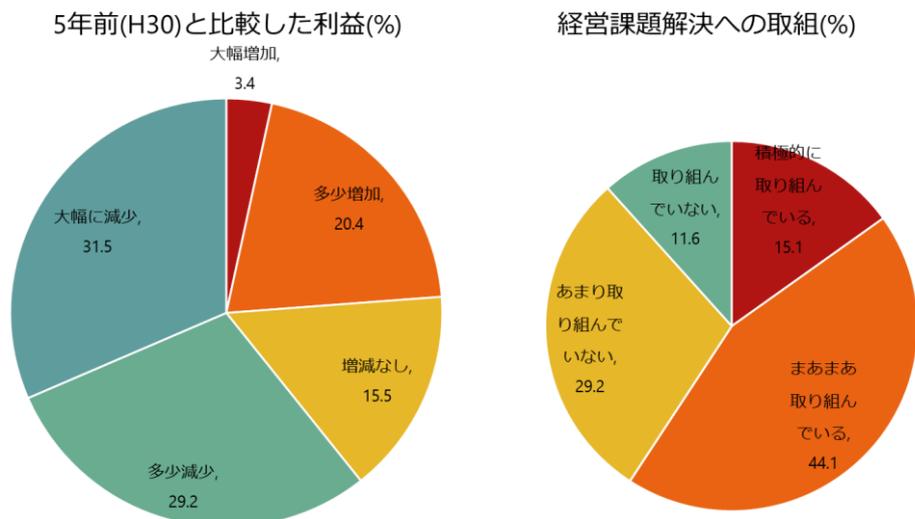
業種は、上位から建設業、サービス業、小売業となっています  
年代は、上位の60代、70代が過半数を占めています。



### 2. 5年前と比較した利益、経営課題解決への取組

5年前と比較した利益は、増加しているのは、23.8%にとどまっています。

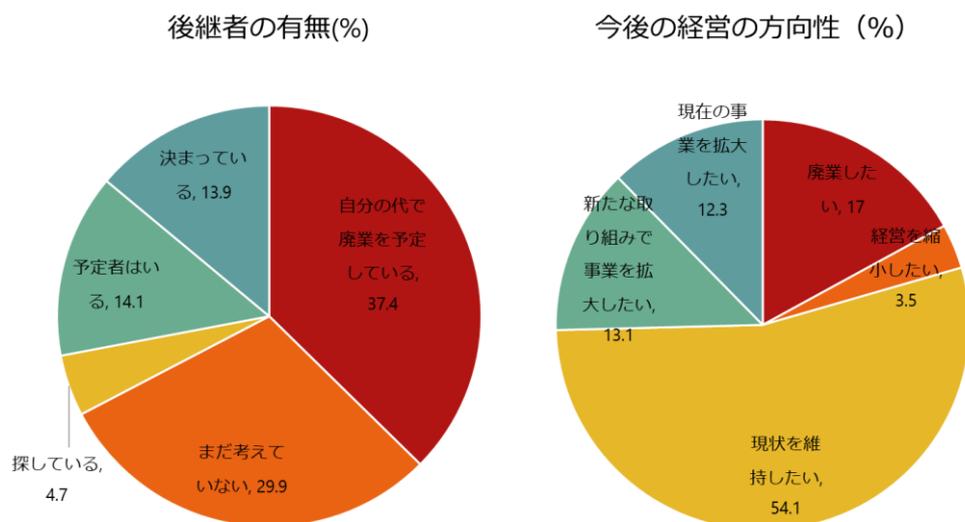
経営課題に積極的に取り組んでいる会員も 15.1%にとどまっています。



### 3. 後継者の有無、今後の経営の方向性

後継者について、「自分の代で廃業を予定している」会員が37.4%もあります。また「まだ考えていない」会員は29.9%もあります。ただし、若い会員からの回答も含まれています。

今後の経営について、「現状を維持したい」が54.1%と最も多く、「拡大をしたい」会員は25.4%にとどまります。



### 4. 経営上の課題

経営上の課題は、「売上確保」が63.9%と最も多く、「経費・仕入れコスト削減」、「従業員確保」と続いています。



## 資料Ⅲ. 市内事業者の支援に関する課題

地域経済振興会議において、第2次ビジョン総括を踏まえ、市内事業者の支援に関する諸課題に対して意見交換を行いました。その意見をキーワード別に整理しました。

### (1) 地域内経済循環

- 「あ〜がね雲南（事業者情報HP）」を詳細にして、使いやすいものにすることも大事。
- 原材料を地元産に変えていく取組・仕組みづくりが必要。
- 地域通貨・ポイント等に対しては、慎重な判断が必要。

### (2) 企業連携

- 1社では成り立たない事業も数社で取り組むなどして経営基盤を強化していくことが必要。
- 企業のコミュニティを大事にし、企業からの提案が活かせるようなビジョンがあればよい。
- 地元産に変えていく取組（再掲）
- 連携したうえで、外部への販路拡大・情報発信
- (市内に限らず)同業でのグループ作りも有効である。

### (3) 人材確保

- 新規採用だけでなく、中途、既卒採用への取組も必要である。
- 市内の高校だけでなく、市外の高校に通う市内在住の高校生への取組も必要である
- 人材の確保のためには就労条件の改善の取組が必要である。
- 高校生の採用について、市内企業の状況調査をしっかりと行った方がよい。
- 誘致企業が来るのはよいことではあるが、地元内での人材の移動にならないよう、UIターンの支援も必要。
- ミドル・シニアに対する支援や受け入れ先企業が必要。

### (4) 後継者・事業承継・新事業

- 事業継承セミナーなどを開催し、現経営者の意識改革も必要である。
- 廃業理由は、後継者不足だけではなく、資金、事業内容等に要因があるものもある
- 事業継承は、早ければ早いほど優位である。
- 創業の相談は増えてきている。
- 起業したいが、場所がないという問い合わせが多い。手厚い施策や支援があるとよい。
- 年間1事業者ずつでもよいので、新規開業される方に無条件で資金などを用意してはどうか。
- 企業への表彰制度の充実とPRは効果的である

○ものづくり産業の多くは、付加価値に転嫁できていない。

## (5) DX・ICT活用

- 高速通信網の整備も重要である。未開通エリアがあるならばインフラの強化の部分に加えるとよい。
- 人手不足解消の方法として、人を雇うほかに生産性向上(DX化など)もある。
- 市内の事業者の状況把握し、積極的に取り組んでいる企業の事例を活用することも有効である
- DX・ICT活用をオペレーションする人材も必要。
- 行政組織での積極的な推進も重要である。

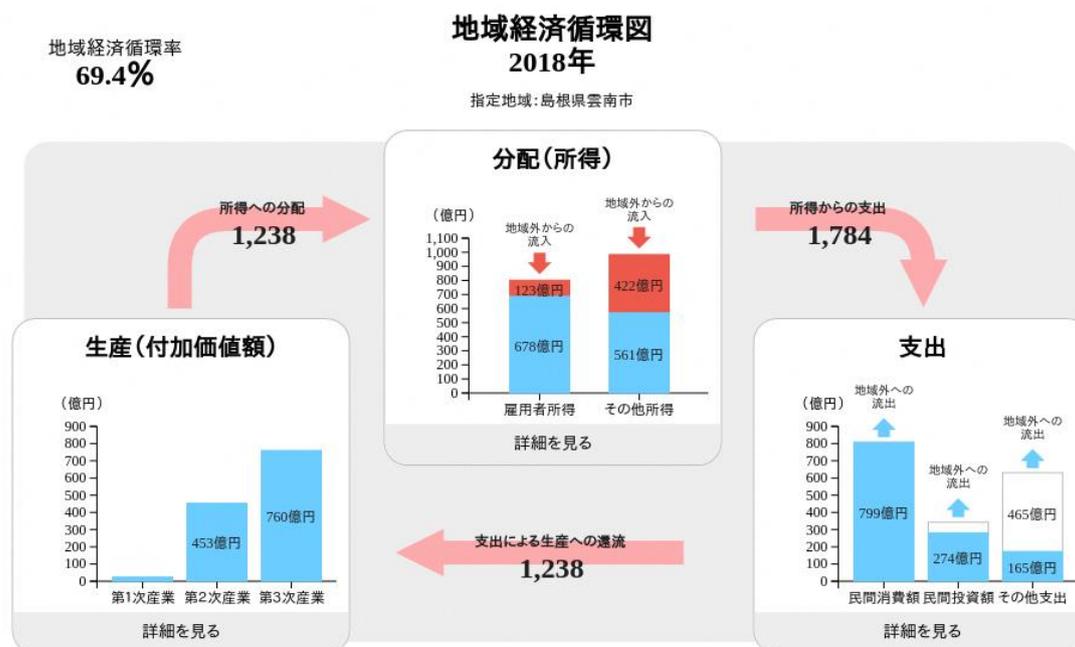
## 資料Ⅳ. 地域経済分析システム「RESAS」を利用した分析

参考として、地域経済分析システム「RESAS」を利用したデータや分析結果の一部を紹介します。

### (1) 地域経済循環図

「地域経済循環率」とは、生産（付加価値額）を分配（所得）で除した値であり、地域経済の自立度を示しています。（値が低いほど他地域から流入する所得に対する依存度が高い。）

雲南市は69.4%であり、島根県全体では83.6%となっています。



【出典】環境省「地域産業連関表」、「地域経済計算」(株式会社価値総合研究所(日本政策投資銀行グループ)受託作成)

## (2) 「データ分析支援機能」による分析・施策検討例

従業者数（企業単位）の特化係数1以上の売上高上位5産業（2021年）

↑特化係数が1（全国平均）以上

↓特化係数が1（全国平均）未満

産業	売上高（企業単位） 実数（百万円）	付加価値額（企業単位） 実数（百万円） (特化係数)	労働生産性（企業単位） 実数（千円/人） (特化係数)	従業者数（企業単位） 実数（人） (特化係数)
電気機械器具製造業	22,031	↑ 3,858 (10.46)	↑ 5,519 (7.67)	↑ 699 (6.63)
総合工事業	16,642	↑ 3,564 (3.17)	↑ 4,658 (6.57)	↑ 798 (2.41)
輸送用機械器具製造業	7,626	↑ 1,208 (1.82)	↑ 3,049 (4.72)	↑ 396 (1.89)
その他の小売業	7,396	↑ 1,419 (2.02)	↑ 2,920 (8.04)	↑ 490 (1.2)
社会保険・社会福祉・介護事業	6,357	↓ 4,286 (0.96)	↑ 2,660 (1.82)	↑ 1,611 (2.54)

(注) 付加価値額、労働生産性は企業単位のデータのため、本社が当該自治体以外の企業のデータが含まれない場合がある

【出典】総務省「経済センサス基礎調査」再編加工、総務省・経済産業省「経済センサス活動調査」再編加工

### 「データ分析支援機能」に基づく施策検討例

#### ①売上高、付加価値額に課題がある産業

- ・販路拡大へ向けた新たなプロモーションを検討してみてもいかがでしょうか。
- ・共通の産業に強みを持つ近隣自治体と連携し、同業種企業連携によるシナジー効果を生み出す施策を検討してみてもいかがでしょうか。
- ・他産業とのコラボレーションにより、地域の強みを生かした新製品開発を検討してみてもいかがでしょうか。

#### ②労働生産性に課題がある産業

- ・当該産業の人材育成を実施する。また設備投資の促進施策を検討してみてもいかがでしょうか。

#### ③従業者数に課題がある産業

- ・労働者が魅力を感じるような産業を確立するための取組、施策を検討してみてもいかがでしょうか。
- ・雇用促進と所得向上を図るため、成長性のある産業の集積や関連企業の誘致を検討してみてもいかがでしょうか。

## 資料V. ビジョン見直し経過

### 1. 雲南市地域経済振興会議による検討

ビジョンの見直しにあたっては、学識経験者・関係団体・関係機関・市民委員を構成員とした雲南市地域経済振興会議で検討を重ねてきました。

(1) 第6期 雲南市地域経済振興会議 委員名簿

敬称略

役職	区分	所属・役職等	氏名
会長	識見を有する者	国立大学法人島根大学 法文学部 教授	飯野 公央
副会長	経済団体	雲南市商工会 理事（女性部副部長）	野々村 三重子
委員	識見を有する者	島根県中山間地域研究センター 研究企画監	有田 昭一郎
	行政機関	島根県商工労働部中小企業課 経営力強化支援室経営支援係 課長補佐	中間 央志
		公益財団法人しまね産業振興財団 事務局長	松浦 研二
	経済団体	雲南市商工会 理事（支部長）	大森 圭一郎
		雲南市商工会 理事（女性部長）	難波 美樹
		雲南市商工会 理事（青年部長）	江本 鑄基
	中小企業団体	島根県中小企業家同友会 雲南支部 副支部長	武田 厚
	金融機関	株式会社山陰合同銀行 雲南支店長	永田 健
		しまね信用金庫木次支店 支店長	榎田 敏明
市民委員	一般社団法人 umi	山下 実里	

(2) 会議の開催状況

開催日	会議内容
令和6年 6月28日	・ビジョンの見直し方法について ・各種データの確認 ・雲南市商工会アンケートの確認 ・第2次ビジョンの振り返り
令和6年10月31日	・第2次ビジョンの振り返り ・商工業振興を取り巻く課題に関する意見交換
令和6年12月27日	・第3次ビジョンの位置づけ・基本的な考え方について ・第3次ビジョンの骨子について
令和7年 1月27日	・第3次ビジョンの素案について
令和7年 3月24日	・第3次ビジョンの最終案について ・ビジョンの運用について

2. パブリック・コメントの実施

パブリック・コメントの実施状況

【意見募集期間】 令和7年2月14日～3月14日

【意見提出人数】 0人

【意見提出件数】 0件

## 資料VI. 関係する雲南市の条例

### 1. 雲南市産業振興条例

○雲南市産業振興条例

平成17年3月9日

条例第1号

改正 平成29年3月27日条例第1号

前文

大東町、加茂町、木次町、三刀屋町、吉田村及び掛合町の6町村の合併により誕生した雲南市は、財政基盤の強化や人材の確保等により、新市全体の社会資本の充実を図り、地域産業の支援機能を飛躍的に高めていくことが求められている。

雲南市は、新たな経済社会システムに対応できる持続可能な産業を育成し、自立できる地域経済の確立に取り組んでいくため、ここに「雲南市産業振興条例」を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、雲南市の産業振興に関する基本的事項を定めることにより、自立型地域経済圏の確立を着実なものとし、もって市民生活の安定と向上に寄与することを目的とする。

(基本方針)

第2条 市は、企業、農林業者、研究者及び経済団体等と一体となって、次の各号に掲げる事項を基本方針とし、その達成を目指して各種産業振興施策を推進する。

- (1) 健康・安全を重視する農と食の総合産業化を推進する。
- (2) 地域資源である人・もの・技術・情報の潜在能力を引き出し、多様なネットワークにより活力ある製造業・既存産業の育成を推進する。
- (3) 地域資源や特性を活用して、産業観光等の個性ある交流活動や未利用資源の活用による産業化を推進する。
- (4) 優良な企業の立地を推進する。

(市の支援)

第3条 市長は前条の基本方針に基づき事業に取り組む者に対し支援する。

(企業・農林業者等の役割)

第4条 企業・農林業者等は、市民の健康と安全に配慮しながら、創造性豊かな産業経済活動の進展に主体的かつ積極的に取り組むものとする。

(経済団体の役割)

第5条 商工会、農業協同組合及び森林組合等経済団体は、自ら産業振興に取り組むとともに、市の産業振興諸施策へ積極的に参加・協力するものとする。

(企業立地審査会)

第6条 市長は、助成金等の認定について適正の確保を図るため、雲南市企業立地審査会(以下「審査会」という。)を設置する。

(認定)

第7条 市長は、助成金等の認定にあたっては、審査会の意見を聴くものとする。

(組織)

第8条 審査会は、委員8名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 経済団体の代表

(2) 識見を有する者

(委員の任期)

第9条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第10条 審査会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第11条 審査会は、会長が招集する。

2 審査会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会長は、会議の議長となる。

4 会長は、審査に必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

(審査会の庶務)

第12条 審査会の庶務は、産業観光部において処理する。

(委任)

第13条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成16年11月1日から適用する。

附 則(平成29年3月27日条例第1号)

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

## 2. 雲南市中小企業振興基本条例

○雲南市中小企業振興基本条例

平成26年3月26日

条例第14号

雲南市は、ヤマタノオロチ伝説に代表される神話の伝承地、銅鐸やたたら製鉄など数多くの歴史遺産があり、いにしえより山陰と山陽を結ぶ要衝として栄えてきた。

今日では、中国横断自動車道尾道松江線の整備により、瀬戸内から日本海を結ぶ大動脈の産業拠点として、賑わいと活力のあるまちづくりを推進している。

そうした中で、市内企業の大多数を占める中小企業は、地域経済を支え、雇用や賑わいを創出し、市民生活の安定及び向上に寄与してきた。

本市が将来にわたり、ふるさとで生きる豊かさを大切に継承し、より広域的な地域間交流を進めながら、持続可能な社会を実現するためには、中小企業がこのまちで発展し続けるとともに、そこに働く人々が生きがいと働きがいを得ることができ、かつ、高齢者が安心して暮らせ、若い世代が地域で活躍し、挑戦する機会に満ちたまちとなるよう、市民、事業者及び市が相互理解と信頼のもと、中

小企業振興を地域社会の礎として位置づけ、協働による取組みを推進する必要がある。

ここに、中小企業振興についての基本理念を明らかにするとともに、その方向性を示し、中小企業振興を総合的、かつ、恒常的に推進するため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、本市の中小企業振興についての基本となる事項を定め、社会経済構造の変革に的確に対応した産業集積を維持し、その発展を促進するとともに、市民、事業者及び市がそれぞれの立場及び役割について相互理解を深めることによって、健全で調和のとれた地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者 中小企業者、中小企業団体及び大企業者等をいう。
- (2) 中小企業者 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項各号に掲げるものをいう。
- (3) 中小企業団体 中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)第3条第1項各号に掲げるもの及び商店街振興組合法(昭和37年法律第141号)第2条第1項に規定する商店街振興組合並びにこれらに準ずる団体で市長が特に認めるものをいう。
- (4) 大企業者等 前3号に規定するもの以外のものであって、事業を営むもの又は企業団体、経済団体等をいう。
- (5) 市民 市内に在住、在勤又は在学をする者及び市内において活動する者をいう。
- (6) 域内 本市を中心として経済変動の影響を共有する経済圏の区域をいう。

(基本理念)

第3条 中小企業の振興は、中小企業者の経営の向上及び改善に対する自主的な努力を促進することを旨として推進されなければならない。

2 中小企業の振興は、本市の有する多様な技術、優れた産業基盤、豊かな特産品及び自然環境その他の特色ある地域資源等を十分に活用することにより推進されなければならない。

3 中小企業の振興は、小規模事業者に配慮する等中小企業者の経営規模及び経営形態を勘案して推進されなければならない。

4 中小企業の振興は、意欲及び能力に応じた多様な雇用の機会を確保するとともに中小企業者が求める人材の育成及び確保を図ることを旨として推進されなければならない。

5 中小企業の振興は、市、事業者及び市民が相互に連携し、及び協力して推進されなければならない。

(基本方針)

第4条 市は、次に掲げる基本方針に基づき、中小企業の振興に関する施策を講ずるものとする。

- (1) 中小企業者の経営の革新及び中小企業の創造の促進を図ること。
- (2) 中小企業者の新技術、独創的な技術等を利用した事業活動の促進を図ること。
- (3) 中小企業者の人材の育成及び確保を図ること。
- (4) 中小企業者の経営基盤の強化を図ること。
- (5) 中小企業者と関係機関との連携、中小企業者相互の連携その他の連携の促進を図ること。
- (6) 地域の資源の活用等による産業の発展及び創出を図ること。
- (7) 観光資源の発掘、整備等を図るとともに、市の魅力を内外に広く発信すること。

(基本的施策)

第5条 中小企業の振興は、市の産業集積と深くかかわっており、市は、その総合的に講ずべき基本的施策を前条の基本方針に基づき、次のとおり定める。

- (1) 産業集積の基盤を維持、拡大するための施策
- (2) 中小企業者の経営支援体制を充実するための施策
- (3) 創業や新たな事業活動を促進するための施策
- (4) 中小企業者の技術力、経営力等の高度化を促進するための施策
- (5) 産業に携わる人材を確保し、及び育成するための施策
- (6) 中小企業者又は中小企業団体と他の事業者、教育機関、金融機関及び研究機関等との連携を促進するための施策
- (7) 地域資源を活用し、地域に根差した産業を促進するための施策
- (8) 市の産業の魅力を発信するための施策

(市の責務)

第6条 市は、市民及び事業者の理解と協力を得ながら、社会経済情勢の変化に対応した適切な施策を推進し、財政上の措置並びに国、県及びその他の関係機関(以下「国等」という。)との連携及び協力に努めるものとし、また、必要に応じて国等に対し施策の充実及び改善の要請を行うものとする。

2 市は、工事の発注、物品及び役務の調達に当たっては、予算の適正な執行に留意しつつ、中小企業者の受注機会の確保に努めるものとする。

3 市は、学校教育における勤労観及び職業観の醸成が中小企業の人材の確保及び育成に資することを鑑み、児童及び生徒に対する職業体験の機会の提供その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(中小企業者の努力)

第7条 中小企業者は、事業活動を行うに当たっては、経営基盤の強化、人材の育成及び雇用環境の充実を図り、従業員が生きがいと働きがいを得ることができる職場づくりに自主的な努力を払うものとし、また、地域社会を構成する一員として、地域貢献に積極的に取り組むとともに、環境との調和に十分配慮するものとする。

2 中小企業者は、基本理念に基づく市の施策に協力するよう努めるものとする。

3 中小企業者は、域内において生産され、製造され、又は加工された製品を取扱い、及び域内で提供される商工業サービスを利用するよう努めるものとする。

- 4 中小企業者は、児童及び生徒の勤労観及び職業観の育成が中小企業における人材の確保等のために重要であることを認識し、児童及び生徒に対する職業に関する体験の機会を提供するよう努めるものとする。

(中小企業団体の役割)

第8条 中小企業団体は、中小企業者を支援し、及び本市における産業の総合的な発展を図ることにより、本市の活性化に貢献するよう努めるものとする。

- 2 中小企業団体は、中小企業者及び新たに中小企業者となろうとする者の中小企業団体への加入を自ら積極的に促すことにより、会員の増加に努めるものとする。

- 3 中小企業団体は、会員相互の関係強化を促し、あわせて他の団体との連携を図ることにより、本市の産業振興に努めるものとする。

- 4 中小企業団体は、国、県又は市が行う中小企業の振興のための施策に積極的に参画するよう努めるものとする。

(市民の理解と協力)

第9条 市民は、中小企業の振興が地域経済の振興、市民生活の安定及び向上並びに地域社会の活性化に寄与することを理解し、その健全な発展に協力するよう努めるものとする。

- 2 市民は、消費者として、市内で生産され、製造され、又は加工される产品及び市内で提供される商業サービスを利用するよう努めるものとする。

(大企業者等の役割)

第10条 大企業者等は、中小企業と大企業がともに地域社会の発展に欠くことのできない重要な役割を果たすことを認識し、地域経済の振興、地域貢献及び環境との調和に積極的に取り組むとともに、市が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(地域経済振興会議)

第11条 この条例の理念の実現及び第5条に規定する基本的施策の実施について調査及び審議するため、雲南市地域経済振興会議(以下「会議」という。)を設置する。

- 2 会議は、15人以内の委員をもって組織する。

- 3 委員は、識見を有する者、市民、事業者その他市長が必要と認める者のうちから市長が委嘱する。

- 4 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 5 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第12条 この条例の施行について、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。